

中央西地区第3ブロック街づくり協定

(国府町・神明町)

1 目的

この協定は、中央西地区の街づくりを進めるにあたり、関係権利者(土地所有者、借地人、借家人)の理解と協力により、街づくりに必要な諸事情を定め、住民相互に厳守し新しい街づくりを図ることを目的とする。

2 内容

(1) 建物の形態

ア 壁面の後退・1階の高さ

(単位:m)

路線名	1階の壁面後退	1階の高さ
国府町本町線	1.0	2.7以上
松本駅本町線	1.0	2.7以上
松本駅北小松線	1.0	3.0以上

イ 建物の外観

(ア) 色彩

原色を避け、松本市都市景観条例による「大規模建築等デザインマニュアル」を基調とする。

(イ) デザイン

通りの景観に配慮したものとする。

(ウ) 外壁材

通りの景観に配慮し違和感のある素材は使用しない。

ウ 看板・日よけ

(ア) 袖看板 個数 1建物1道路につき1個

出幅 壁面から1m以内

下限 歩道上3m以上、車道上は、4.7m以上

位置 店舗正面の右側(松本駅北小松線8街区は、店舗正面左側)

(イ) 軒下看板 個数 1店舗1道路につき1個

下限 2.5m以上

形状 できるだけ商店街毎に統一

(ウ) 屋上看板 形状 「大規模建築物等デザインマニュアル」を基調とし横型とする。

(エ) 外壁看板 個数 1店舗1道路につき1個

(店名看板) 大きさ 縦幅1m以内

(オ) 置き看板 個数 1店舗1道路につき1個

位置 後退(セットバック)部分または公道にはみ出さない私有地

(カ) 自立看板 個 数 1建物1道路につき1個
位 置 後退(セットバック)部分
条 件 袖看板をつけた場合は、自立看板は設置しない。
高さは10m以内とする。

(キ) 日よけ 形 状 できるだけ商店街毎に統一
位 置 歩道隣接 出幅1.0m以内 高さ2.5m以上
歩道なし 後退(セットバック)部分

エ シャッター・ショーウインドー

シャッターはできるだけシースルーとし、ショーウインドーにはデキルダケ夜間照明を備える。

オ 共同建築の推進

土地の有効活用を図るため、できるだけ共同建築を進める。

(2) 建物の用途

1階はできるだけ店舗とし、上階部にはできるだけ住宅を設ける。

(3) 業種転換・新規出店

業種転換又は、新規出店を計画する場合は、商店街の業種構成を魅力あるものとし健全な商品またはサービスの提供に努め、暴力団関係者は入れないようにする。

(4) 商店街の維持・管理

ア 各店舗前の歩車道の清掃、除草、歩行者のための除雪等は、関係権利者が責任を持って行い、対応が困難な場合は、町会等とすみやかに相談し、以後の解決を図る。

歩道内の樹木等については灌水を行い、植栽の育成・維持管理に努めるものとする。

イ ゴミは、決められた時間に、決められた場所へ整然と出すようにし、来訪者に不快感を与えないようにする。

ウ 駐輪は、「極力自用地内を利用するものとし、歩道の利用・通行に支障ないように整理し、放置自転車については街づくり委員会と協議し対処する。

エ ポケットパクの清掃、除草、樹木等への灌水は、商業部員が関係町会と協議を行い、維持管理に努めるものとする。

(5) 自動販売機等の設置

自動販売機を設置しようとする場合は、事前に街づくり委員会に協議を行い、沿道景観に配慮するものとする。

(6) 後退(セットバック)部分の整備

後退(セットバック)部分は、公共歩道と同質のもので歩道と同一の高さで整備する。

3 隣地の相互使用

建物の建築等の場合には、隣接する者は相互に自己の土地の使用を認めるものとする。

4 協定の継続

この協定は、関係権利者が変わった場合にも、新たな権利者に効力を及ぼすものとする。

5 街づくり委員会

この協定を管理・実施するための機関として、町会毎に街づくり委員会を置く。

(但し、当面の間は、推進協議会第3ブロック商業部会員を街づくり委員会の委員とする。)

6 協定の成立

この協定は、当ブロックの関係権利者の8割の賛成をもって成立するものとする。

この協定の成立を証するため、下記の者が著名押印する。

協定日 平成15年 3月12日